

# 高知くらしの護身術

455

## エステの契約

### 中途解約もOK

(2018年2月6日掲載原稿)

県立消費生活センターには、毎年エステに関する相談が寄せられます。その多くは解約に関する相談です。

解約理由はさまざまですが、広告や知人の紹介などでお試し体験に行き、高額なコースの勧誘を受け、つい、または、断り切れずに契約をしてしまったというものが目立ちます。

エステのように特定のサービスを継続的に受ける契約は、トラブルも起こりやすいため「特定商取引法」という法律で消費者保護の制度が定められています。その一つが「クーリング・オフ」です。エステの場合、契約金額が5万円を超え、契約期間が1カ月を超える契約に適用され、法定の契約書面を受け取った日から8日間は、理由を問わず、無条件で解約できるという特別な制度です。これは、その場では断ることができなかったという場合にとっても有効です。

クーリング・オフは、「施術を受けるために必要」と言われて購入した化粧品や健康食品などの関連商品にも適用されます。ただし商品を開封したり、使用したりした場合は返品できなくなりますので、ご注意ください。

クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合は、「中途解約」という制度を利用できます。これは、継続的な契約を途中で解消できる制度です。中途解約の場合、利用済みのサービスについては対価の支払いが必要です。

また、契約によっては違約金が生じる場合があります、その合計額が消費者の負担になります。違約金については、法律で上限が定められていますので、事業者はその範囲内で定めることになります。

中途解約を申し出たのに事業者から「中途解約はできない」と言われた場合や、違約金が高すぎるといった場合は、消費生活センターにご相談ください。